

第6章 3. 幕藩体制の成立 d. 朝廷と寺社の統制

幕府は天皇・朝廷がみずから権力をふるったり、他大名に利用されることのないよう、天皇や公家の生活・行動を規制する体制をとった。1615(元和元)年、[1 禁中並公家諸法度]を制定して、[2 朝廷]統制の基準を明示、[3 京都所司代]らに朝廷を監視させたほか、朝廷と幕府とをつなぐ窓口である[4 武家伝奏]を通じて朝廷を操作しようとした。さらに朝廷に残されていた権能(官位制度・改元・改暦)も、[5 幕府]の承諾を必要とすることにして、幕府による全国支配に役立てた。

1629(寛永6)年[6 紫衣]事件をきっかけに[7 後水尾]天皇が幕府の同意を求めずに突然譲位すると、幕府は朝廷統制を強化した。

① 朝廷と公家の統制法 → [8 禁中並公家諸法度] (1615年制定)

天皇の任務を[9 儀式]と[10 学問]に限定、[10 政治]から切り離す

天皇・京都の監視・統制 = [11 京都所司代]

→ 伝統的権威にも干渉する = [12 紫衣] 事件

経済的基盤を縮小 = 禁裏御料(天皇の所領)1万石、公家とあわせ10万石

幕府は、宗派ごとに本山・本寺の地位を保障して末寺を組織させ([13 本末]制度)、1665(寛文5)年には宗派を越えて仏教寺院の僧侶全体を共通に統制するために[14 諸宗寺院法度]を出した。さらに同年、神社・神職に対しても[15 諸社禰宜神主法度]を制定し、公家の吉田家を本所として統制させた。

幕府は[16 キリスト教徒]を根絶するため[17 絵踏]を強化し、また寺院が檀家であることを証明する[18 宗門人別改帳]を設けて[19 宗門改め]を実施し、仏教への転宗を強制するなどキリスト教に対してきびしい監視を続けていった。さらに武士も神職もだれもが[20 檀那]寺の[21 檀家]になって([22 寺壇]制度)、寺請証明を受けた。

② 寺社の統制 = [23 諸宗寺院法度]をもうける。[24 寺社]奉行を設け統制

寺社領、非常に縮小 = 全国で40万石

本山・末寺制 25 仏教諸宗派を本山と末寺に区別、本山に末寺を監督させる。

③ 寺請制度…寺院に[26 宗門人別改帳]を作らせる = 江戸期の「戸籍」

すべての人間をいずれかの寺院の[27 檀家]とし、キリシタンでないことを証明させる。

→ 寺院を[28 民衆支配]の一環に組み込み、かわりに[29 経済基盤]を安定させる。

< 問: 寺請制が日本の文化に持った意味は? >

民衆の仏教離れすすむ・宗教というより役所に→いわゆる「葬式仏教」に

e. 村と百姓

近世の社会の基礎 = [30 村]と[31 百姓]

① 村…百姓の家屋数から構成される集落を中心に、[32 田畑の耕地]や[33 野・山・浜]をふくむ広い領域を持つ小社会(共同体)。

中世の惣の[34 自治]の伝統を引き継ぐ一方、領主による[35 連帯責任]を利用した支配の手段
→ 農村だけでなく、[36 漁村]・山村、[37 在郷町]など小都市も含む。
→ 村内には百姓のほか、[38 僧侶]・神職、職人や商人も居住

村の数…全国で[39 6万3000]余り(17世紀末)、1村平均の石高[40 400]石余り

→ 17世紀末の総石高は約[41 2500]万石(中世末以来の[42 新田開発]で急増)

② 自作農民([43 本百姓])による自治組織としての村

・[44 入会地]の共同利用、田植え・稲刈りなどの[45 共同作業]、村入用・[46 村法]による運営
→ [47 村八分]という制裁

③ 領主による、村の[48 連帯責任]を利用した支配

・[49 村請]制…[50 年貢]の納入は村で責任を負わせる
・[51 五人組]制…村民同士の[52 相互監視]・連帯責任の制度

④ 村の構成員

ア) 本百姓([53 高持]) = [54 検地帳]に記載され、[55 土地]と[56 家]をもち、村の自治に参加

・有力農民…広い土地を持ち、[57 名子]など隷属農民を従え、[58 村役人]に選ばれる村のリーダー
→ 中世の[59 地侍]などの流れをひく。水呑らに土地を貸す[60 地主]

村役人 = 村方三役([61 名主](庄屋・肝煎)、[62 組頭]、[63 百姓代])

・一般農民…土地と家を持ち、村の協力を得ながら、家族で農業を行う。

イ) [64 水呑]…田畑を持たない農民(「無高」) = [65 小作]農民・[66 日雇(日用)]仕事に従事
隷属農民(「[67 名子]」「被官」「譜代」)…有力農民に隷属する農民

ウ) 百姓以外の構成員…[68 僧侶]や神職などの宗教者、職人や商人など

エ) 村内のさまざまな秩序…本家と[69 分家]、[70 網元]と網子(漁村)